

# 第 1 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会 議員定数等小委員会会議録

【日 時】 平成 1 5 年 2 月 2 8 日（金） 午前 1 0 時～午前 1 1 時 1 3 分

【場 所】 吾北村中央公民館 2 階大ホール

## 【出席者】

### 小委員会委員

	伊野町	吾北村	本川村
議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖
議会	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅
	土居 豊栄	筒井 幹夫	中平由美子
学識経験者	西川かず子	細川 治雄	曾我部義晴

### 幹事会

欠席(岡林正憲)	筒井 正典	松本 健市
----------	-------	-------

### 事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳
土居内淳一	天野 里香	津野 加奈

### 傍聴人

5 人（うち報道関係者 1 人）

【 1 開会 午前 10 時】

事務局長：第 1 回議員定数等検討小委員会の開催を宣告。

小委員会規程第 5 条第 3 項では、委員長が、会議の議長となる旨が定められているが、まだ、決まってないので、委員長が選出されるまでの間、事務局の方で議事の進行をする旨了解を願う。

本日の出席委員は 15 人全員ご出席を頂いており、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定により当小委員会が成立していることを報告。

【 2 委員長、副委員長の選出】

事務局長：会議に先立ち、当小委員会の委員長及び副委員長を選出させていただく。

小委員会規程第 4 条第 1 項では、小委員会に、それぞれ委員長及び副委員長 1 人を置き、小委員会の委員の互選によってこれを定めることになっているので、各委員さんが話し合いの上で、決めていただければありがたい。委員長の選出をお願いする。

西川委員：3 町村の合併で進んでいるので、中間地点の吾北村での委員長をお願いしたい。

事務局長：異議ないか問う。

(なしの声)

事務局長：吾北村、黒石議長に決定。

続いて、副委員長の選出を願う。

和田委員：伊野町の畑山議長にお願いしたい。

西川委員：副委員長は 1 名でないといけないか？

事務局長：規約では 1 名となっている。

伊藤委員：平等性からいっても残りの本川村からも副委員長を選出したらどうか。

事務局長：会長に相談後、次回協議会での規程改正を検討することになるが、それでよいかの了承を得てもう 1 人の副委員長の推薦を願う。

全員：本川村和田議長で了解。

．．．．．委員長と議事の進行について打合せ．．．．．

【休憩 10 時 5 分～ 10 時 7 分】

事務局長：正、副委員長に、挨拶を願う。

正、副委員長 「あいさつ」

事務局長：進行を委員長に代わる。

【 3 会議録署名委員の指名】

委員長：会議録署名委員の指名を行う。

伊野町西川委員、吾北村細川委員を指名。

#### 【 4 議 題 】

委員長：議題に移る。

2月18日に開催された第2回協議会において、当小委員会へ諮問する事項が決まっている。新町の議会議員の定数と任期、選挙区の設定に関しまして、6月の協議会に、当小委員会で調整した案を報告しなければならないので、議事の進行について皆様のご協力を願う。

事務局から、資料の説明を求める。

(事務局次長説明)

委員長：事務局の説明に関して、ご質問あるいはご意見がないか問う。

細川委員：市町村の議会議員の退職年金に関する特例(資料9ページ)について問う。

2期目のものが選挙しないで新町の議員になった場合、年金は受給できるか？

事務局長：3期目に入る前に、2期8年を経過しており、今度の選挙で3期目に入った場合には特例の該当となり、例えば2年間延長した場合には、表の10年以上11年未満ということになり、年金は受給できるが、その率は下がる。

事務局次長：3期目に入っているというご質問と理解してよろしいか確認する。

細川委員：吾北の例でいうと、16年10月で任期満了になる。この場合、2期を全うした者が選挙をしないでそのまま2年間任期が延びるという特例はあるか？

事務局次長：この場合は、在任特例という特例に該当する。この場合、3期目に入っていないので2期としか解釈されない。年数は10年になるが、3期という規定には適用されないので2期のまま引き続き在任していくという解釈になる。

曾我部委員：吾北村の場合、議員の任期は16年10月15日となっている。合併は16年10月1日で、この場合、在任の特例でいけば2年間延長があるか？

事務局長：お見込のとおり。

曾我部委員：公職選挙法に定められている任期は4年であるが、結果的に2年延長だと6年という事になるがこれは公職選挙法の何条に定められているか？

事務局長：合併特例法の7条に規定されている。

事務局次長：配布資料に記載の根拠法令説明。

曾我部委員：その場合、伊野町と本川村は、みなし規定で12年が採用されるか？

事務局次長：あくまでも3期目に入っていれば、12年を満たしていなくても特例措置で退職年金は受給できる。

曾我部委員：了解。自分なりに勉強してみる。

筒井(鷹)委員：本委員会の結論はいつまでに出すべきか？結論を出すまでに何回くらい委員会を開催する予定か？

計画班長：6月の協議会に、小委員会の案という形で報告していく予定。第2回の協議会でも6月の協議会に案をお示しをするということで協議をしていただいている。今後の進み具合や内容により、その頻度を調整していきたいと考えている。

伊藤(隆)委員：特例によるかよらないかを先に議論すべきではないかと考える。

浜田委員：選挙区の設定をどうするかから入った方が議論しやすいのではないかと思う。

定数は26人と決まっているわけではないので、もう少しとつきやすい切り口から進めていってはどうかと思う。

委員長：協議内容ではなしに、資料についての質問はないか問う。

曾我部委員：関連して、合併の期日について第2回協議会で16年10月1日ということに決定になった。執行部の方では「できる」という答えであったが、その期日が遅れる可能性はないか？

事務局長：事務処理上遅れることはない。総務省の告示が遅れた事例はある。

曾我部委員：吾北村議会の任期が10月15日となっており、遅れるということになれば選挙もありえるわけで、そのあたりを慎重に考えておくべきではないか？

事務局長：事務局としては、10月1日と決定になった以上、事務処理は完了させなければならない。国の方で重大なやむを得ない事情のために告示ができなくなることを除いては、期日に向けて調整していく。

委員長：事務局の説明を踏まえて協議していく。

定数、任期、選挙区は、それぞれ関連があるので、一括議題とする。意見がないか問う。

西川委員：1～2回では結論が出にくい重要な委員会と認識している。回数を重ねて十分な論議をしていくべきである。

第1回、2回の協議会を踏まえての小委員会であるので後戻りをするようなことではいけない。

合併すると特別職は失職する。この点も踏まえて、3月議会も目前にしているので、現議員は各町村での話し合いの場を持ち、各町村議員の意見も聴き、後援者等の意見も聴き、早期に小委員会を召集していただきたい。

多くの住民の意見を聴きながら、行政改革も踏まえて議論していただきたい。

浜田委員：西川氏のおっしゃるとおりであるが、議論を進めるベースは、合併をすることで、その基本は、合理化、効率化を図っていくということが最終の目的である。その中で住民に十分なサービスを提供する、少なくともサービスが低下しないように努めるとということが目的だと考える。そういうことからこの小委員会の与えられた任務を考えると、定数については26人を超すことがないというような基本的なスタンスがあってしかるべきで、それをどうするかという問題を議論すべきだと考える。

選挙区については特例を活用して、3つの選挙区を設けて選挙を行っていくということが望ましい。合併の混乱も避け、各地域の伝統の継承等も生かされるのではないかと考える。

まず、この二つを議論し、後、細かい検討に入っていったらよいと私は考える。

筒井(幹)委員：合併特例を設けている、国の目的について事務局はどのように考えるか？

事務局長：合併による障害を緩和するという意味合いも含めて合併特例法が措置されたというふうに理解している。

筒井(幹)委員：定数について、人口比例によってのみ選挙区を設けるということに疑問を感じる。

在任特例を用いることも一つの方策と考える。

また、西川氏のおっしゃるとおり、各地区へ持ち帰り、意見を集約することも大切だと考える。

浜田委員：選挙区の特例を採用した場合、人口比例をしなくても特例によってそれぞれ

の合併市町村の中で決めたらいくんじゃないかというふうに理解しているが、その理解でよいか？

計画班長：資料に基づき、詳細に説明。

基本的に、市町村には選挙区を設けないのが大原則、しかし、選挙区を設ける場合には公職選挙法第15条第8項により、人口に比例して条例で定めなければならない。公職選挙法施行令第9条により、人口に比例して選挙区を設けることができるが、設置選挙をする場合においてのみである。

浜田委員：了解。

筒井(幹)委員：5ページの資料では合併特例法を適用しない場合は、古い事例しかないが、最近の例はないか？

事務局長：今の特例法がない時代の合併で、最近の事例は、在任特例を適用している。

浜田委員：在任特例の期間はどれくらいで、2年以内のどれくらいの期間で合併しているか？

事務局長：手元に資料がないので、後でおまわしする。

曾我部委員：先日の研修で、定数に関する特例を採用する場合、定数の2倍になると議場の確保が困難であると聞いたが、いただいた資料の中には出ていないが、最近はどのような傾向になっているかわかればお示し願いたい。

事務局長：事務局の調べた範囲では、そのような例がなかった。資料8ページにより、経費について説明。

筒井(鷹)：今日のところは、結論が出ない。各町村に持ち帰って、議会協議会にはかり、次回の会に意見を出し合ってはどうか。

浜田委員：住民の一般常識的な意見を聞き、小委員会の開催頻度を多くし、議論を深めていくべきである。

委員長：各委員さんから、いろいろなご意見をいただいたが、本日、この場で調整するのは困難と思われるので、委員の皆様から出された意見を整理して、改めて次回に調整することにしてはどうかと思うが、いかがか。

了 承

#### 【その他】

委員長：今後の協議スケジュールについて、事務局に説明を求める。

事務局長：次回の開催については、3月議会の日程を踏まえて計画したいので、日程が概ね分かっておれば、お知らせ願いたい。

委員長：各町村の議会運営委員会の結果も踏まえて、調整が取れ次第、後日連絡するということをお願いしたい。

委員長：閉会を宣言。

#### 【5 閉会 午前11時13分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

署名委員

署名委員